



つくばみらい市訓令第 3 号

つくばみらい市情報セキュリティ対策基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年 3 月 17 日

つくばみらい市長 小 田 川



つくばみらい市情報セキュリティ対策基準の一部を改正する訓令

つくばみらい市情報セキュリティ対策基準（令和 2 年つくばみらい市訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「総務部長」を「市長公室長」に改める。

第 7 条第 1 項中「総務課長」を「行政経営デジタル戦略課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。